

平成28年 8月	名張中古住宅流通促進協議会が国土交通省の「 <u>住宅ストック維持・向上促進事業（良質住宅ストック形成のための市場環境整備促進事業）</u> 」の採択を受け、 <u>住宅ストック維持・向上促進における仕組みの構築と『伊賀優良住宅』普及に関する商品開発を行う事業を実施。</u> (伊賀市704/A-1701 今田東里学区(空家等))
平成28年11月 ～平成29年2月	国土交通省の先駆的空家対策モデル事業の採択を受け、「 <u>地区別空家等特性の分析結果を用いた空家等の流通活性化促進事業</u> 」を実施し、「 <u>空家等利活用促進地域</u> 」の候補地を選定し協力を要請。
平成28年12月	空家等対策推進協議会特定空家対策小委員会で協議の結果、法に基づく「 <u>特定空家等</u> 」と認定すべきとの意見を踏まえ、名張地区の2戸を初めて認定し指導を行う。うち1件は平成29年4月に所有者自ら解体除去いただいた。 (1件は7月解体中(強制執行))
平成29年 1月	相続人及び利害関係人が不存在の空き家について、検察庁に相続財産管理人選任の申立を行っていただくよう依頼していたところ、申し立てを行っていただき、無事選任される。
平成29年 1月～	名張地域について、地域の自治会と協働して空き家の実態調査を実施中。 (空き家所在地等についての情報を共有する。) なお、平成29年度には、赤目地域においても実施。
平成29年 4月～	空家等利活用促進地域として3地域を指定し、若年層の移住・定住に係る取組を検討し、その実施を行う。
平成29年12月	赤目まちづくり委員会から名張市農業委員会に対して『 <u>農家住宅隣接農地に対する規制緩和に関する請願書</u> 』が提出される。
平成29年12月	空き家の所有者全員に対して、 <u>所有者の個人情報</u> を空き家関係団体等に外部提供する意向調査を実施。
平成30年 2月	不動産事業者を含む13団体とによる『 <u>すまいの活用 無料相談会</u> 』を開催。
平成30年 3月	名張市農業委員会が名張市空き家バンクに登録した空き家と隣接する小規模農地を売買する場合に限り、特例として農地法第3条の下限面積を1㎡まで引き下げ。
平成30年 7月	特措法に基づく行政代執行により特定空家等の除却に着手（8月終了予定）

※ 空家情報は個人情報扱いであるため、地域自治会等と^{実態}調査を兼ねて提供し共有させることとする。